

特別児童扶養手当の支給

特別児童扶養手当とは、身体や精神に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭に対して、児童の福祉増進を図るための制度です。

手当の額は、障がいの程度および人数に応じて定められていて、手当を受けるには、認定請求の手続きが必要です（前年所得が一定額以上の場合、手当が受けられない場合があります）。

対象●身体や精神に障がいのある児童の父または母、父母に代わって養育している方

手当月額●障がい1級52,500円
障がい2級34,970円

支給時期●4月、8月は前月分まで、11月は当月分までが支給されます。

問合せ●福祉課児童福祉係 内線（527）

風しんの抗体検査について（事業主の方へ）

風しんの感染拡大を防ぐため、これまで予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、令和4年3月31日まで抗体検査・予防接種を無料で実施しています。従業員の方の定期検診の際には、対象年齢の方に対し、検査を受けていただくよう配慮をお願いします。なお、クーポン券は、次のとおり直接対象者へ発送しています。

対象●S47.4.2～S54.4.1生まれ（発送済み）
S37.4.2～S47.4.1生まれ（4月上旬発送）

問合せ●介護健康課健康管理係 内線（555）

助産師による産前・産後ケア事業を開始

妊娠生活を健やかに過ごし、安心して出産を迎え、楽しく子育てができるように4月1日より町助産師による産前・産後ケア事業を開始します。妊娠中から出産後、育児期間の中で、助産師への相談を希望する方はどなたでも利用できます。

相談内容

- ・妊娠や出産に関すること
- ・お母さんの心や体、子どもの成長発達のこと
- ・母乳やミルク等の栄養相談、乳房マッサージ
- ・育児に関する相談、悩みごとや困りごと（卒乳や夜泣きなどなんでも構いません）

相談場所●自宅に伺います

相談料金●無料

利用方法●介護健康課健康相談係に電話連絡してください。

問合せ●介護健康課健康相談係 内線（592）

●白糠町役場 ☎ 01547-2-2171

●庶路支所 ☎ 01547-5-2030

白糠町高齢者生きがい事業団の会員を募集

高齢者生きがい事業団では会員を募集しています。

高齢者生きがい事業団は、働くことを通して社会参加し、生活と生きがいの充実を図るとともに、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的に21人の会員が楽しく活動しています。

町内在住のおおむね60歳以上の方で、働く意欲があればどなたでも入会できます。

業務内容

- ・町内の公園や公共施設などの草刈り、清掃など
 - ・一般家庭や事業所の草刈り、花畑草取り、清掃、庭木剪定、引越し手伝い、物品処分、除雪など
- ※詳細については白糠町高齢者生きがい事業団事務所（保健センター内）に問い合わせください。

問合せ●白糠町高齢者生きがい事業団 ☎ 2-5733

申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、申告受付期間を延長します。

	延長前	延長後
申告所得税	3月16日(月)	4月16日(※)
個人事業者の所得税	3月31日(火)	
贈与税	3月16日(月)	

町での申告受付は次のとおり行います。

日程●4月2日(※)、7日(火)、8日(水)、14日(火)

受付時間●9:00～15:00

会場●役場1階会議室

※今後の感染症拡大の状況により、変更となる可能性があります。

問合せ●税務課税務係 内線（536）

放し飼いの犬は処分されます

■野犬掃とう期間：4月1日～翌年3月31日

野犬掃とうは、野良犬や浮浪犬による人などへの被害を防ぐために実施するものです。放し飼いの犬は野犬とみなし捕獲または処分の対象となりますので、飼い主の方は犬を放さないよう気を付けてください。また、犬の散歩は必ず鎖等でつなぎ、ふんは放置せずに必ず持ち帰りましょう。

問合せ●町民サービス課生活環境係 内線（517）